**佐賀市市民活動プラザ「利用登録団体」登録の要件**

佐賀市市民活動プラザ（以下「プラザ」）は多様な市民活動を支援するとともに、市民活動の推進を図るための拠点施設です。プラザの登録要件である「市民活動」と認められるためにはいくつかの条件があります。

|  |
| --- |
| **どちらかに〇** |
| **はい** | **いいえ** |

 **1：非営利団体である事**

獲得した利益を関係者で分配していないこと。

# ２：組織・運営について以下の項目を満たしている事

|  |  |
| --- | --- |
|  | **どちらかに〇** |
| **①** | **会としての目的が明確で、自立した団体である**団体の目的が明記されていて会員みんながそれを理解し、同じ思いを共有していること が大切です。また団体が主体的に企画運営し活動している必要があります。 | **はい** | **いいえ** |
| **②** | **規約または定款、会則その他これらに準ずるものがある**(詳細解説**裏面Ａ**) | **はい** | **いいえ** |
| **③** | **今後１年間以上の活動の継続が見込まれる** | **はい** | **いいえ** |
| **④** | **会計処理が適切に行われている** | **はい** | **いいえ** |
| **⑤** | **構成員が3人以上（責任者や連絡者が含まれる）の団体である**(詳細解説**裏面B**) | **はい** | **いいえ** |
| **⑥** | **会への加入または脱退が自由である** | **はい** | **いいえ** |
| **⑦** | **活動の範囲が佐賀市内を含む、または所在地が佐賀市内である** | **はい** | **いいえ** |
| **⑧** | **活動分野が特定非営利活動促進法の定める２０項目の活動分野にあてはまる**(詳細解説**裏面C**) | **はい** | **いいえ** |
| **⑨** | **宗教活動又は政治活動を主な目的としていない** | **はい** | **いいえ** |
| **⑩** | **プラザの管理上、支障を及ぼさない**公益を害し善良な風俗を乱す、施設等を破損し又は減失する、プラザの設置の目的 に反した利用する、などのおそれがあると認められないことが必要です。 | **はい** | **いいえ** |

|  |  |
| --- | --- |
| **はい** | **いいえ** |

**3：活動の中に社会貢献活動が含まれている**

自分たちの楽しみだけで自己完結している趣味の団体は、社会貢献活動をしているとは言い にくいでしょう。しかし、そのような趣味の団体でも社会貢献活動をしている団体はたくさんあります。(詳細は**裏面 D**)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **団体名：** | ***No,*** | **日付** |

**<解説Ａ> 規約または定款、会則その他これらに準ずるものがある**

会の目的や自分達の団体について公的に紹介する場合や補助金や助成金を申請する時、また社会的信頼を得るため や、問題が起きた場合の解決への判断基準にもなります。

**<解説B>構成員が3人以上（責任者や連絡者が含まれる）の団体であること**

仲良しグループではなく団体として活動するにはきちんとした組織と役割分担が基本です。１人が代表と会計を受け持つ等 の運営はその人一人が会の運営を独占している事となり、市民活動団体とは言えません。

|  |
| --- |
| **<解説C>特定非営利活動促進法の定める２０項目の活動分野（第２条別表）** |
| 1. | 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 2. | 社会教育の推進を図る活動 |
| 3. | まちづくりの推進を図る活動 |
| 4. | 観光の振興を図る活動 |
| 5. | 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 6. | 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 7. | 環境の保全を図る活動 |
| 8. | 災害救援活動 |
| 9. | 地域安全活動 |
| 10. | 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 11. | 国際協力の活動 |
| 12. | 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 13. | 子どもの健全育成を図る活動 |
| 14. | 情報化社会の発展を図る活動 |
| 15. | 科学技術の振興を図る活動 |
| 16. | 経済活動の活性化を図る活動 |
| 17. | 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 18. | 消費者の保護を図る活動 |
| 19. | 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡助言又は援助の活動 |
| 20. | 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

**<解説D>活動の中に社会貢献活動が含まれている**

例えば、自分たちも学び、楽しみながら、その成果を発表することにより人々の心を豊かにすることができたり、歴史遺産や伝 統文化を後世に伝えたり、健康増進に役立ったり、あるいは子どもたちの健全育成のために、といろいろな社会貢献の形が あります。